



JASDAQ

平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 久 和
(J A S D A Q コード 8 1 2 3)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 統 括 本 部 管 理 本 部 長
兼 総 務 部 長 五 十 川 幹 雄
電 話 03-3352-7110

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役を対象に、責任限定契約を締結できるよう規定しておりますが、平成 27 年 5 月 1 日施行の会社法改正により責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう定款第 36 条の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
(社外監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日 (木)
定款変更効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日 (木)

以上